

岐阜県手数料納付確認書（都市計画法関係）					
納付方法		☐ POSレジ端末 【現金】		☐ POSレジ端末 【キャッシュレス】	
納付者	住所			開発 面積 敷地	㎡
	氏名				
開発	行為地			納付金額	円
建築					
条文		内容	面積	金額	
都市計画法 第29条第1項 第29条第2項		自己居住用 (自己業務用) [非自己用]	0.1ha未満	8,600 (13,000) [86,000]	
			0.1ha以上 0.3ha未満	22,000 (30,000) [130,000]	
			0.3ha以上 0.6ha未満	43,000 (65,000) [190,000]	
			0.6ha以上 1ha未満	86,000 (120,000) [260,000]	
			1ha以上 3ha未満	130,000 (200,000) [390,000]	
			3ha以上 6ha未満	170,000 (270,000) [510,000]	
			6ha以上 10ha未満	220,000 (340,000) [660,000]	
			10ha以上	300,000 (480,000) [870,000]	
第35条の2第1項		設計変更	上記の1/10		
		区域編入	編入区域の面積に応じ上記の額		
		その他	10,000		
第41条第2項				46,000	
第42条第1項				26,000	
第43条第1項			0.1ha未満	6,900	
			0.1ha以上 0.3ha未満	18,000	
			0.3ha以上 0.6ha未満	39,000	
			0.6ha以上 1ha未満	69,000	
			1ha以上	97,000	
第45条		自己居住用	1ha未満	1,700	
			1ha以上	2,700	
			非自己用	17,000	
許可等の証明		上記の許可等を 受けた旨の証明	1通につき	400	
第47条第5項		開発登録簿の写	1通につき	470	
都市計画法施行規則第60条		適合証明書 交付申請	1通につき	400	
受付年月日※		年 月 日	番 号※	第 号	

備考 1 第35条の2においては、それぞれを合算した額とする。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。
2 ※欄は、記入しないで下さい。